事　務　連　絡
令和８年８月１０日

各{都道府県／市／特別区}　水道行政担当課長　殿
各国土交通大臣認可{水道事業者／水道用水供給事業者}　殿
国設専用水道の設置者　殿
（各地方整備局等経由）

国土交通省　水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室専門官

地下占用物等連絡会議等における水道事業者等から道路管理者へ提出する様式について

先般、国土交通省道路局より道路管理者宛てに「地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認について」（令和８年７月 27 日付け事務連絡。以下、「事務連絡」という。）が発出されたところですが、地下占用物等連絡会議等において水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者から道路管理者へ提出が必要となる様式について、下記のとおり補足します。なお、本内容については、国土交通省道路局と調整を行ったものである旨申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、本件を周知いただきますようお願いいたします。

記

１．水道施設の巡視・点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を道路管理者に対して報告するときは、別記様式１とともに報告する。

２．事務連絡における、「異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断」された箇所とは、水道施設の巡視・点検等の結果、漏水が発覚した箇所や水道施設を原因とする道路陥没、舗装のひび割れ、不同沈下及び鉄蓋のズレやガタツキ等が認められたもののうち、修繕等の措置を実施する必要があると判定された箇所をいい、道路に影響を与えず、かつ経過観察等を行うような軽微な異状は含めない。これらの箇所のうち、「修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するもの」については、点検等の結果及び別記様式１と併せて、該当箇所毎に別記様式２によって報告する。

３．また、別記様式２による報告後、修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが生じた場合は、別記様式３によって事前に報告する。

【問い合わせ先】
国土交通省 水管理・国土保全局 水道計画指導室
担　当：関、水野
電　話：03-5253-8111 (内線 34415)
Mail　hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

事　務　連　絡
令和８年７月27日

各都道府県担当課長　殿
各指定市担当課長　殿

道路局　路政課
道路利用調整室　　課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室　課長補佐

「地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認について」の送付について

標記について、各地方整備局等あてに別添のとおり通知を発出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこの旨通知願います。

別添

事　務　連　絡
令和８年７月 27 日

各地方整備局道路部路政課長　殿
北海道開発局建設部建設行政課長補佐　殿
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長　殿
独立行政法人
　日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課長　殿

道路局　路政課
　道路利用調整室　　課長補佐
国道・技術課
　道路メンテナンス企画室　課長補佐

地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認について

「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」（令和７年７月 25 日付け国道利第 18 号、国道メ企第 19 号別添。以下「ガイドライン」という。）については、先般、「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引きについて」（令和８年３月 31 日付け事務連絡。以下「手引き」という。）を発出し、ガイドラインの適切な運用に資するよう、規定内容について補足をしたところである。

手引き第２において、地下占用物等連絡会議等において報告された点検結果に対する対応として、点検等の結果、修繕等の措置が必要と診断された箇所において、当該措置が未了の場合は、措置されるまでの間、安全性に問題がないことを確認するために、手引き別紙「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引きフローチャート」（以下「フローチャート」という。）中「２．地下占用物連絡会議における道路管理者の対応」及び「３．占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応」において「行政指導（占用物件の安全性に係る対応策の確認）」を行うものとし、その具体的な確認方法については、追って通知する予定としていたところであるが、当該確認方法については下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理に当たって遺憾のないようにされたい。

記

１．次の各号に掲げる占用物件の点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を道路占用者に対して報告を求めるときは、別記様式１とともに報告を求め、異状箇所のうち、道

路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果及び別記様式１と併せて該当箇所毎に別記様式２によって報告を求めること。また、別記様式２による報告後、修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが生じた場合は、別記様式３によって事前に報告を求めること。

(1)　地下占用物等連絡会議において報告する占用物件

(2)　道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占用物件

２.別記様式１中「安全性」欄のチェックボックスにチェックがされていない場合は、手引き別紙フローチャート中「２.地下占用物連絡会議における道路管理者の対応」又は「３．占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応」における「行政指導（占用物件の安全性に係る対応策の確認）」以降の措置を適用されたい。

３．別記様式１及び別記様式２中「修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置」とは、占用物件の安全性の確保に資する措置であり、例えば、占用物件の巡視、地下に埋設された占用物件の安全性を確認するための路面の巡視や地下に埋設された占用物件の周囲に対して実施する地盤改良等の措置が考えられる。

４．別記様式１及び別記様式３中「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置」とは、占用物件の安全性の確保が十分でない場合に行われる道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置であり、例えば、道路の構造又は交通への支障を確認するための路面の巡視や地盤改良、道路占用者の責任において実施する予防的な交通規制等の措置が考えられる。

５．道路占用者が異状箇所において修繕等の措置等を実施する際、当該措置等が早期に実施されることが道路の構造を保全する観点からも望ましいことから、道路管理者は、必要に応じて当該措置等にかかる道路占用許可手続の円滑な実施に協力すること。

６．占用物件の安全性を確保するための対応策等について、道路占用者による修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある場合において、道路占用者より必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置を行うことについて報告があったときは、道路管理者は必要に応じて道路占用者と連携すること等によりこれに協力すること。

【別記様式１】

年　　月　　日

宛名（道路管理者）

占用者名　○○　○○

占用物件の点検等の結果について

占用物件の点検等の結果について、下記のとおり報告します。

記

１．占用物件の点検等の結果について

占用物件の点検等の結果について別添のとおり報告します。

（注）別添には、次の各号に掲げる占用物件の点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を添付し、異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果と併せて該当箇所毎に別記様式２「占用物件の安全性を確保するための対応策等について（個別箇所）」を添付すること。

(1) 地下占用物等連絡会議において報告する占用物件

(2) 道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占用物件

２．占用物件の安全性について

占用物件の点検等の結果、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合には修繕等の措置等を実施すること等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所を含む全ての箇所において占用物件の安全性が確保され、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないことを確認しています。

安全性	占用物件の安全性を確保するための対応策等		備考
□	□	修繕等の措置等の実施等により占用物件の安全性が確保され、個別法令等における維持管理基準等を満たしている。	
	□	修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが今後生じた場合は、必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置の内容と併せて、別記様式３「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について」により事前に道路管理者へ報告する。	

（注１）道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在しない場合は、「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。また、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合は、「占用物件の安全性を確保するための対応策等」欄の全てのチェックボックスにチェックを入れた場合のみ「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。

（注２）「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第４条の５の５の基準を遵守するために実施している内容を指す。

【別記様式２】

年　　月　　日

宛名（道路管理者）

占用者名　○○　○○

占用物件の安全性を確保するための対応策等について（個別箇所）

(1) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

(2) (1)の箇所について行う安全性を確保するための対応策等

□ ①　修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が概ね１年以内に完了予定

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

□ ②　修繕等の措置等が概ね５年以内に完了予定

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

□ ③　修繕等の措置等を実施予定であり、個別法令等における維持管理基準等に適合する期限内に完了予定（①②に掲げるものを除く）

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

□ ④　応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討

（注１）　道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置等が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果（点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）及び別記様式１「占用物件の点検等の結果について」と併せて該当箇所毎に本様式によって報告すること。

（注２）　(1)については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書、許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。

（注３）　(2)①～④のいずれかのチェックボックスにチェックを入れ、必要事項を記入すること。

（注４）　「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第４条の５の５の基準を遵守するために実施している内容を指す。

（注５）　道路占用者は、本様式において記載を求める事項の報告について、道路管理者の了解を得た上で本様式によらない形式により報告することができる。

【別記様式３】

年　　月　　日

宛名（道路管理者）

占用者名　○○　○○

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について

下記１．に掲げる箇所の占用物件については、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあり、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置を講じる必要があることから、下記２．に掲げるとおり措置を講じるので、報告します。

記

１．道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

２．必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置

（注１）１．の箇所の位置を確認するために、本様式と併せて、１．の箇所に関する地下占用物等連絡会議等において報告された点検等の結果を添付すること。

（注２）１．については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書、許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。

事　務　連　絡
令和８年９月４日

各 ┌ 都道府県 ┐
　 │ 市 　　 │ ├ 水道行政担当課長　殿
　 └ 特 別 区 ┘

各国土交通大臣認可 ┌ 水　道　事　業　者 ┐
　　　　　　　　　 └ 水道用水供給事業者 ┘ 殿

国設専用水道の設置者　殿

（各地方整備局等経由）

国土交通省　水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室専門官

令和８年度地下占用物等連絡会議における点検等の結果の報告について

上下水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下占用物等連絡会議において、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者から道路管理者へ提出が必要となる様式については、令和８年８月10日付け事務連絡「地下占用物等連絡会議等における水道事業者等から道路管理者へ提出する様式について」において周知しているところでありますが、先般、別添のとおり、国土交通省道路局より令和８年度地下占用物等連絡会議における点検等の結果の報告方法等について補足があったため、再度周知いたします。

なお、別添については、国土交通省道路局より地下占用物等連絡会議を開催する各地方整備局等道路部へ送付済みである旨申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、本件を周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】
国土交通省　水管理・国土保全局
水道事業課　水道計画指導室
担当　関、水野
Mail　hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp
TEL　 03-5253-8111（内線 34415）

別添

令和８年８月５日

令和８年度地下占用物等連絡会議における点検等の結果の報告について

１．根拠条文

道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第４条の５の５第３号

２．報告の対象となる占用物件

次の各号に掲げる物件に関係するもののうち、当該各号に掲げる所管省庁が所掌する道路占用者が占用するもの

(1)　下水道管　国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課
(2)　水道管　国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

３．報告資料

次の各号に掲げる資料により令和７年度の２．各号に掲げる占用物件の点検等の結果を報告

(1)　総括表
(2)　点検箇所が分かる資料
(3)　位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料
(4)　別記様式１及び２
(5)　道路管理者への点検結果に関する情報共有リスト

４．報告の方法

次の各号に掲げる資料について、当該各号に掲げる方法により報告

(1)　３．(1)に掲げる資料　地下占用物等連絡会議において報告
(2)　３．(2)から(5)までに掲げる資料　道路占用者が占用許可を受けている道路管理者（都道府県又は市町村が管理する道路等の道路管理者を含む。以下同じ。）あてに提出

５．報告の時期

次の各号に掲げる資料について、当該各号に掲げる時期に報告

(1)　３．(1)に掲げる資料　提出済み
(2)　３．(2)から(5)までに掲げる資料　道路管理者と道路占用者の間において提出時期を調整し適宜提出

６．備考

別記様式３については、別記様式２による報告後、修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが生じた場合に事前に報告する際に用いること。

占用物件の点検結果の報告について（提出資料）

○　占用物件の点検結果について、地下占用物等連絡会議及び各道路管理者へ報告。
○　報告資料としては、点検の対象がわかる位置図・箇所情報リストに加え、異状個所においては、詳細情報（異状の状況・写真、修繕等の予定時期　等）を報告。
○　点検の結果、異状が確認された箇所においては、修繕等の実施まで安全であることを確認するための資料を添付。（今年度より追加）

①総括表

地下占用物等連絡会議で報告

都道府県名	埋設施設総延長	R7 年度の調査・点検状況			点検の方法等（調査・点検手法、頻度、根拠法令等）
		実施延長	不具合箇所数	措置済み数	
●●県	●●ｋｍ	●●ｋｍ	●箇所	●箇所	○○の基準により○○の頻度で点検
●●県	●●ｋｍ	●●ｋｍ	●箇所	●箇所	○○の基準により○○の頻度で点検

地公体単位で、管内の
・施設の総数
・前年度の**点検箇所数**、**不具合箇所数**、**措置済み数**　等
を報告

②点検等の結果（写真・位置図等）

各道路管理者に提出



道路占用者単位で、
・**点検箇所**が分かる資料
を報告



異状箇所毎に、
・**異状箇所の状況**が分かる資料
を報告



※写真・図はイメージ

③占用物件の点検等の結果について【別記様式1ほか】【追加】

道路占用者単位で、②と併せて
・(1) **修繕等の措置等**により、占用物件の**安全性を確保予定**
・(2) **修繕等の措置等が遅れる場合、**道路の構造又は交通に支障を及ぼす**おそれを取り除くための措置と併せて報告予定**
であることから、占用物件の安全性が確保されている旨報告

各道路管理者に提出

年　月　日

占用者名　○○　○○

占用物件の点検等の結果について

占用物件の点検等の結果について、下記のとおり報告します。

記

占用物件の点検等の結果について
占用物件の点検等の結果について別添のとおり報告します。
（注）別添には、次の各号に掲げる占用物件の点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を添付し、異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果と併せて該当箇所毎に別記様式２「占用物件の安全性を確保するための対応策等について（個別箇所）」を添付すること。
(1)　地下占用物等連絡会議において報告する占用物件
(2)　道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占用物件

２．占用物件の安全性について
占用物件の点検等の結果、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合には修繕等の措置等を実施すること等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所を含む全ての箇所において占用物件の安全性が確保され、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないことを確認しています。

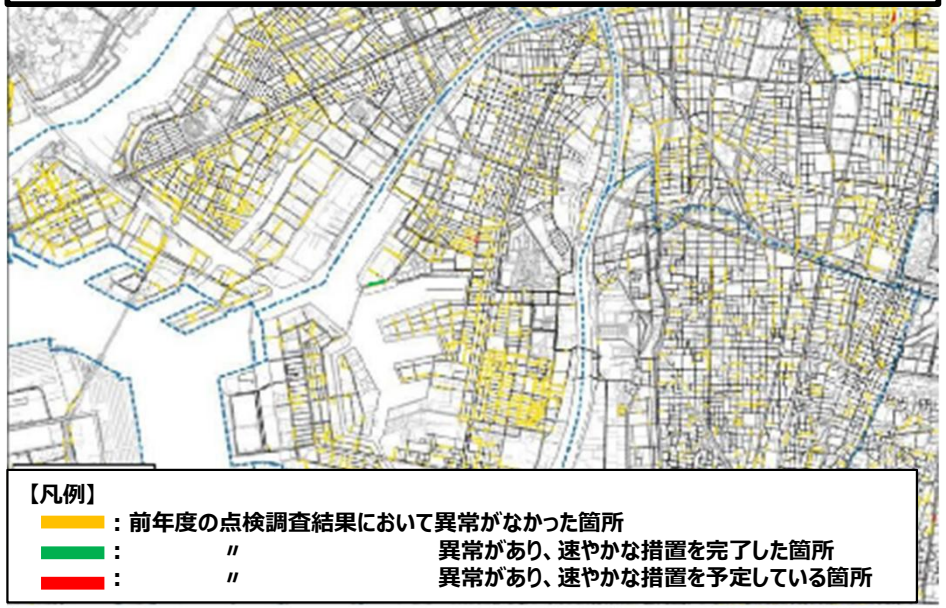
安全性	占用物件の安全性を確保するための対応策等		備考
□	□	修繕等の措置等の実施等により占用物件の安全性が確保され、個別法令等における維持管理基準等を満たしている。	
	□	修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが今後生じた場合は、必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置の内容と併せて、別記様式３「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について」により事前に道路管理者へ報告する。	

（注１）道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在しない場合は、「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。また、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合は、「占用物件の安全性を確保するための対応策等」欄の全てのチェックボックスにチェックを入れた場合のみ「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。
（注２）「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第４条の５の５の基準を遵守するために実施している内容を指す。

点検等の結果（写真・位置図等）【下水道事業者（水管理・国土保全局上下水道審議官グループ）】

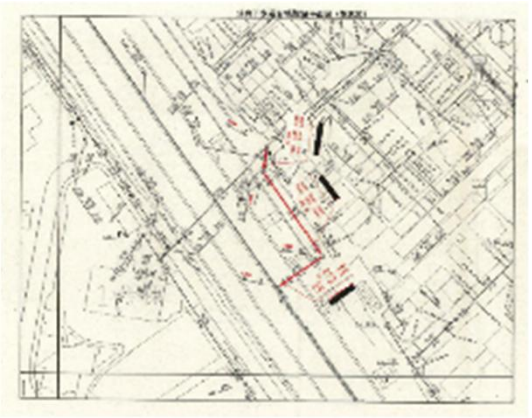
①前年度の点検箇所を示した資料（ＰＤＦまたは紙図面）

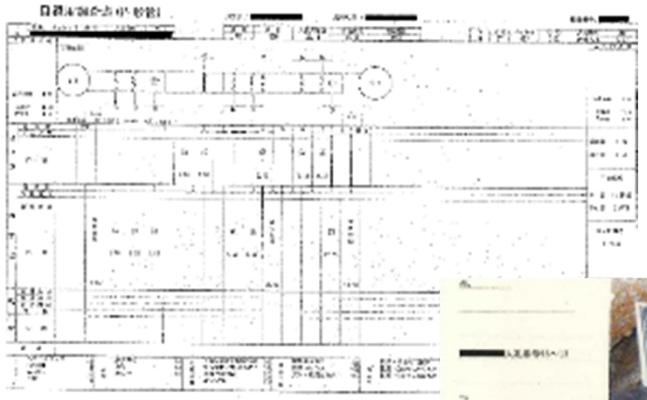
（作成例）点検調査箇所等を示した平面図（A市）



- 前年度の点検・調査箇所、及び点検の結果異常があった箇所（措置済、措置予定含む）が分かる資料を提出

②①のうち不良箇所の状況について（ＰＤＦまたは紙図面）





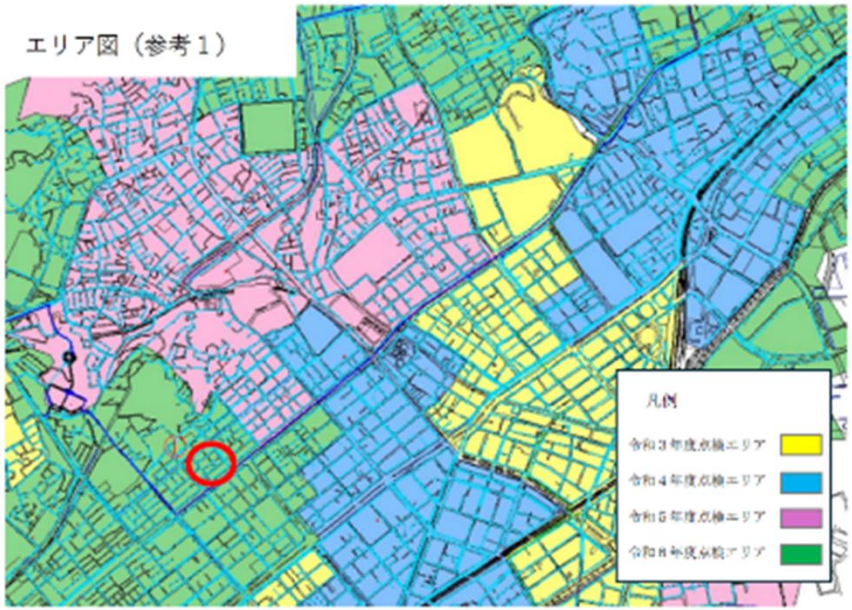


- 異常箇所の詳細が分かる図面を提出（措置済の箇所、措置を予定している箇所の両方）

※　イメージであり、事業者により管理する図面や作業量が異なるため、実際の提出物や提出時期が異なる場合がある。

点検等の結果（写真・位置図等）【水道事業者（水管理・国土保全局上下水道審議官グループ）】

①前年度の点検箇所を示した資料（ＰＤＦまたは紙図面）



※参考として複数年の実績を示している

- 前年度の点検エリアが分かる資料を提出

※　赤い丸は修繕箇所

共有事項（令和６年度）

○都道府県：●●県
○事業体名：●●市水道局、●●水道企業団
○点検結果
・点検延長：●●km
・点検方法：巡視、漏水調査等
・エリア図（下図参照）
・異状箇所数：●箇所
○修繕結果：（下図参照）
・修繕実施箇所数
・修繕箇所 No.
－道路区分：市道等
－修繕内容：（異常内容、写真等）

②①のうち不良箇所の状況について（ＰＤＦまたは紙図面）

○修繕位置



○修繕写真



（写真　漏水状況）





（写真　修繕状況）

- 異常箇所の詳細が分かる図面等を提出

※　イメージであり、事業者により管理する図面や作業量が異なるため、実際の提出物や提出時期が異なる場合がある。

記載例（別記様式１）

（案）

【別記様式１】

年　　月　　日

宛名（道路管理者）

占用者名　○○　○○

占用物件の点検等の結果について

占用物件の点検等の結果について、下記のとおり報告します。

記

１．占用物件の点検等の結果について

占用物件の点検等の結果について別添のとおり報告します。

（注）別添には、次の各号に掲げる占用物件の点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を添付し、異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果と併せて該当箇所毎に別記様式２「占用物件の安全性を確保するための対応策等について（個別箇所）」を添付すること。

(1) 地下占用物等連絡会議において報告する占用物件

(2) 道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占用物件

２．占用物件の安全性について

占用物件の点検等の結果、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合には修繕等の措置等を実施すること等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所を含む全ての箇所において占用物件の安全性が確保され、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないことを確認しています。

安全性	占用物件の安全性を確保するための対応策等		備考
☑	☑	修繕等の措置等の実施等により占用物件の安全性が確保され、個別法令等における維持管理基準等を満たしている。	
	☑	修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが今後生じた場合は、必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置の内容と併せて、別記様式３「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について」により事前に道路管理者へ報告する。	

（注１）道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在しない場合は、「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。また、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合は、「占用物件の安全性を確保するための対応策等」欄の全てのチェックボックスにチェックを入れた場合のみ「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。

（注２）「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第４条の５の５の基準を遵守するために実施している内容を指す。

記載例（別記様式2・3）

【別記様式2】　（案）

年　月　日

宛名（道路管理者）

占用者名　○○　○○

占用物件の安全性を確保するための対応策等について（個別箇所）

(1) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

国道○○号上り　○○県○○市○○地先　歩道　下水道管
管理番号：xxxx-xxxx
許可番号：令和○年○月○日国道利第○○号

(2) (1)の箇所について行う安全性を確保するための対応策等

☑ ① 修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が概ね1年以内に完了予定

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

【安全性を確保する措置】内容：路面の巡視　時期：修繕完了までの間
【修繕】内容：管路の撤去、交換　完了時期：令和○年○月

□ ② 修繕等の措置等が概ね5年以内に完了予定

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

□ ③ 修繕等の措置等を実施予定であり、個別法令等における維持管理基準等に適合する期限内に完了予定（①②に掲げるものを除く）

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

□ ④ 応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討

（注1）道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置等が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果（点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）及び別記様式1「占用物件の点検等の結果について」と併せて該当箇所毎に本様式によって報告すること。
（注2）(1)については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書や許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。
（注3）(2)①～④のいずれかのチェックボックスにチェックを入れ、必要事項を記入すること。
（注4）「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の5の基準を遵守するために実施している内容を指す。
（注5）道路占用者は、本様式において記載を求める事項の報告について、道路管理者の了解を得た上で本様式によらない形式により報告することができる。

（案）

【別記様式３】

年　月　日

宛名（道路管理者）

占用者名　○○　○○

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について

下記１．に掲げる箇所の占用物件については、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあり、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置を講じる必要があることから、下記２．に掲げるとおり措置を講じるので、報告します。

記

１．道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

国道○○号上り　○○県○○市○○地先　歩道　下水道管
管理番号：xxxx-xxxx
許可番号：令和○年○月○日国道利第○○号

２．必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置

措置の内容①：路面の巡視の強化（1日1回→1日2回）
措置の時期①：道路構造・交通に支障を及ぼすおそれがなくなるまでの間

措置の内容②：地盤改良
措置の時期②：令和○年○月

措置の内容③：交通規制（○○県○○市○○～△△）
措置の時期③：道路構造・交通に支障を及ぼすおそれがなくなるまでの間

（注１）１．の箇所の位置を確認するために、本様式と併せて、１．の箇所に関する地下占用物連絡会議等において報告された点検等の結果を添付すること。
（注２）１．については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書や許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。

点検結果のリスト【下水道事業者・水道事業者（水管理・国土保全局上下水道審議官グループ）】

下水道事業者

（下水）【様式】道路管理者への情報共有調書

地下占用物連絡会議における道路管理者への情報共有を想定した調書です。
道路管理者ごとに、①前年度の点検調査延長、②前年度の点検調査結果等、③当年度の点検調査延長、を記入してください。
本調書と合わせて、①前年度の点検調査延長、を補足する資料として、点検調査結果等を示した平面図および点検調査結果（詳細な位置図、劣化状況、写真など）を作成してください。
調書等の作成にあたっては、作成要領をご確認ください。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)
			流域下水道名	区分	総管路延長	道路管理者		①前年度の点検調査管路延長				②前年度の点検調査結果等						③当年度の点検調査管路延長			
地整名	都府県名	市町村名	流域下水道以外は入力不要	1：都道府県（流域下水道） 2：大都市（特別区含む） 3：人口30万人以上都市 4：人口10万人以上30万人未満都市 5：人口5万人以上10万人未満都市 6：人口1万人以上5万人未満都市 7：人口1万人未満都市 8：組合	代表行に総延長を記載してください。（単独自治体で重複記載がないように注意してください。）	道路管理者区分 1：高速会社管理 2：直轄管理 3：公社管理 4：都道府県・市町村管理 5：道路以外（下水道敷等）	道路管理者名	※自動計算	(9)のうち、点検延長	(9)のうち、調査延長	(9)のうち、点検及び調査どちらも実施した延長	(9)のうち、速やかな措置が不要な延長 ※自動計算	(9)のうち、速やかな措置が必要な延長 ※自動計算	(14)のうち、速やかな措置を完了した延長	(14)のうち、速やかな措置を予定している延長	(16)の工事着手予定時期	備考	※自動計算	(19)のうち、点検延長	(19)のうち、調査延長	(19)のうち、点検及び調査どちらも実施する延長
[記載例] ○○	○○県	○○市	○○流域	1		2	○○国道事務所	○○km	○○km	○○km	○○km	○○km	○○km	○○km	○○km	○○年度	(例) ・土被りが大きく、施工方法の検討に時間を要する ・施工方法検討のため、詳細調査を実施予定 ・RO詳細設計、RO工事着手予定	○○km	○○km	○○km	○○km
								0				0.0	0.0					0			
								0				0.0	0.0					0			

水道事業者

（上水）■道路管理者への情報共有について

○対象施設：導水管、送水管、配水管
○点検方法：巡視、漏水調査
○道路管理者への提出書類：
・点検結果
・**点検延長**、点検方法、エリア図、**異状箇所数**
・修繕結果
・**修繕実施箇所数**
・（修繕実施箇所ごとに）道路区分、修繕内容（異状内容、写真等）、位置図等
○水道事業課への共有事項：
・上記太字・下線部の項目について下表のとおり記載してください。
・異状箇所数に対して修繕実施箇所が少ない場合は理由を簡潔に記載してください。
・同一路線で巡視と漏水調査を実施している場合は、漏水調査の欄に点検延長を計上してください。

都道府県番号	都道府県名	整理番号	事業主体名	管路総延長（km） ※小数点２ケタ	R6管路点検総延長（km） ※小数点２ケタ	①令和６年度点検結果（巡視）				①令和６年度修繕結果（巡視）		②令和６年度点検結果（漏水調査）		②令和６年度修繕結果（漏水調査）	
						管路点検延長（km） ※小数点２ケタ	発見された異状箇所数（箇所） ※水道に起因する又は疑われる異状に限る	異状箇所数のうち、付属設備（鉄蓋・バルブ等）の異状（箇所）	異状箇所数のうち、道路上の陥没等）の異状(地上漏水、道路上の陥没等)（箇所）	異常箇所のうち、修繕実施箇所数（箇所） ※水道に起因する又は疑われる異状に限る	修繕実施しない場合の対応（自由記述）	管路点検延長（km） ※小数点２ケタ	発見された漏水箇所数（箇所）	漏水箇所のうち、修繕実施箇所数（箇所） ※水道に起因する又は疑われる異状に限る	修繕実施しない場合の対応（自由記述）
01	北海道	001	函館市												
01	北海道	002	岩見沢市												
01	北海道	003	小樽市												
01	北海道	004	室蘭市												
01	北海道	005	稚内市												
01	北海道	006	留萌市												
01	北海道	007	釧路市												
01	北海道	008	広尾町												
01	北海道	009	夕張市												
01	北海道	010	浦河町												
01	北海道	011	北斗市												
01	北海道	012	紋別市												
01	北海道	014	札幌市												
01	北海道	016	旭川市												
01	北海道	017	枝幸町												
01	北海道	018	美幌町												
01	北海道	019	中標津町												

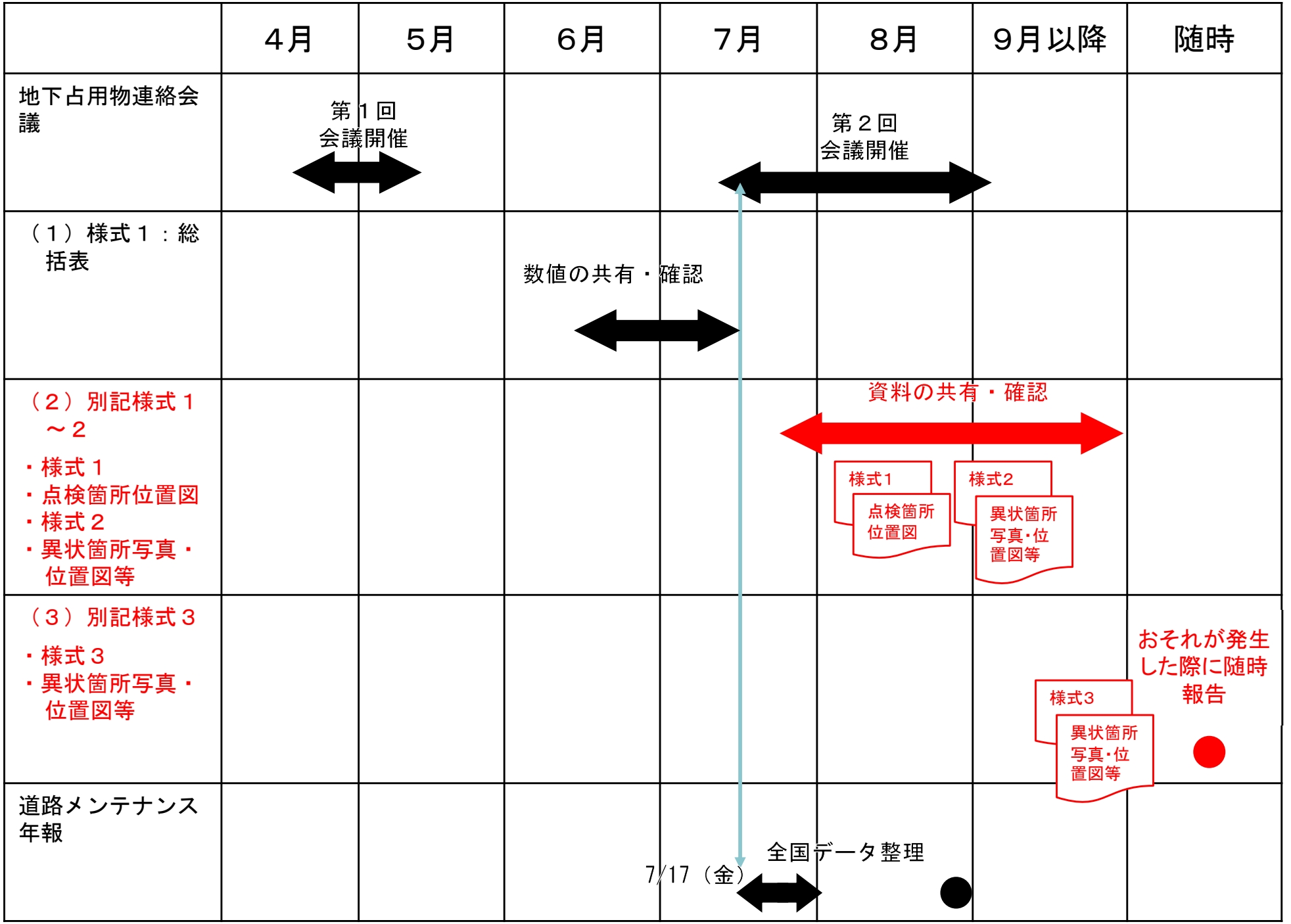
占用物件の点検結果の報告について（提出資料）

今回提出

占用物件の状態			提出資料 Ⅰ地下占用物等連絡会議 Ⅱ道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占用物件				Ⅰ Ⅱについて道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが生じた場合	
			別記様式１（報告毎）	点検箇所が分かる資料（報告毎）	別記様式２（箇所毎）	位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料（箇所毎）	別記様式３（箇所毎）	位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料（箇所毎）
異状箇所なし			○	○	―	―	―	―
異状箇所あり	道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと診断されたもの		○	○	―	―	―	―
	道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断されたもの	修繕等の措置が完了	○	○	―	○	―	―
		別記様式２の⑵①～③に該当する物件	○	○	○	○	○	○
		別記様式２の⑵④に該当する物件	○	○	○	○	○	○

※この他、地下占用物等連絡会議に先だって総括表を提出

占用事業者との点検結果共有の当面の流れ



参照条文

○　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（占用物件の管理）

第三十九条の八　道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。

○　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）

（占用物件の維持管理に関する基準）

第四条の五の五　法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　（略）

イ　電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの　（略）

ロ　（略）

三　前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等（法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。）が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。）が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。

【別記様式１】

年　　月　　日

宛名（道路管理者）

占用者名　○○　○○

占用物件の点検等の結果について

占用物件の点検等の結果について、下記のとおり報告します。

記

１．占用物件の点検等の結果について

占用物件の点検等の結果について別添のとおり報告します。

（注）別添には、次の各号に掲げる占用物件の点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を添付し、異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果と併せて該当箇所毎に別記様式２「占用物件の安全性を確保するための対応策等について（個別箇所）」を添付すること。

(1) 地下占用物等連絡会議において報告する占用物件

(2) 道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占用物件

２．占用物件の安全性について

占用物件の点検等の結果、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合には修繕等の措置等を実施すること等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所を含む全ての箇所において占用物件の安全性が確保され、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないことを確認しています。

安全性	占用物件の安全性を確保するための対応策等		備考
□	□	修繕等の措置等の実施等により占用物件の安全性が確保され、個別法令等における維持管理基準等を満たしている。	
	□	修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが今後生じた場合は、必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置の内容と併せて、別記様式３「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について」により事前に道路管理者へ報告する。	

（注１）道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在しない場合は、「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。また、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合は、「占用物件の安全性を確保するための対応策等」欄の全てのチェックボックスにチェックを入れた場合のみ「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。

（注２）「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第４条の５の５の基準を遵守するために実施している内容を指す。

【別記様式２】

年　　月　　日

宛名（道路管理者）

占用者名　○○　○○

占用物件の安全性を確保するための対応策等について（個別箇所）

(1) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

(2) (1)の箇所について行う安全性を確保するための対応策等

□ ①　修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が概ね１年以内に完了予定

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

□ ②　修繕等の措置等が概ね５年以内に完了予定

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

□ ③　修繕等の措置等を実施予定であり、個別法令等における維持管理基準等に適合する期限内に完了予定（①②に掲げるものを除く）

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

□ ④　応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討

（注１）　道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置等が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果（点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）及び別記様式１「占用物件の点検等の結果について」と併せて該当箇所毎に本様式によって報告すること。

（注２）　(1)については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書、許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。

（注３）　(2)①～④のいずれかのチェックボックスにチェックを入れ、必要事項を記入すること。

（注４）　「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第４条の５の５の基準を遵守するために実施している内容を指す。

（注５）　道路占用者は、本様式において記載を求める事項の報告について、道路管理者の了解を得た上で本様式によらない形式により報告することができる。

【別記様式３】

年　　月　　日

宛名（道路管理者）

占用者名　○○　○○

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について

下記１．に掲げる箇所の占用物件については、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあり、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置を講じる必要があることから、下記２．に掲げるとおり措置を講じるので、報告します。

記

１．道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

２．必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置

（注１）１．の箇所の位置を確認するために、本様式と併せて、１．の箇所に関する地下占用物等連絡会議等において報告された点検等の結果を添付すること。

（注２）１．については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書、許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。